

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）のねらいは、「すべての子どもに質の高い幼児期の教育と必要な保育を提供すること」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」です。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年を1期とした計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務付けられており、当町においても平成27年度から平成31年度（現：令和元年度）までを計画期間として「小平町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

当町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてまいりましたが、令和元年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「小平町子ども・子育て支援事業計画第2期」を策定します。



2. 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、様々な分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、上位計画である「小平町新総合計画」（平成30年3月策定）の内容を基本としながら、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引き継ぎ、小平町の子ども・子育てに係る総合計画として策定します。

子ども子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

関 連 計 画 等

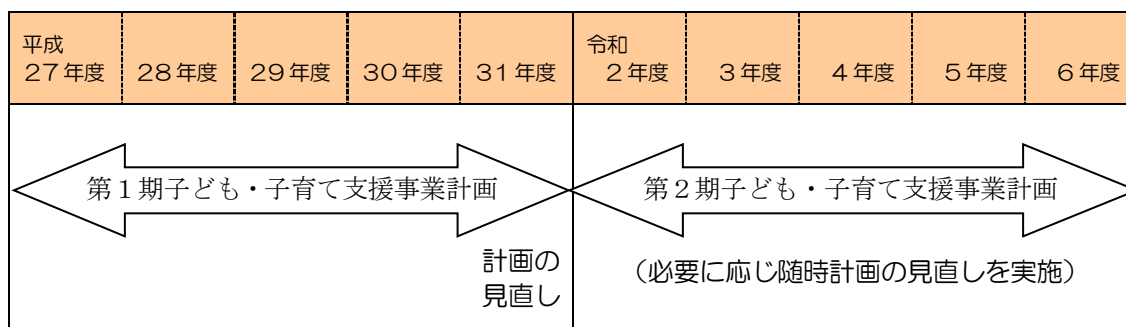
町	第6次小平町総合計画
計 画 期 間	平成30年度～令和8年度（10年間）
基 本 テ ー マ	つむぎ・つなぎ・つたえる 連携のまちづくり
基 本 構 想	<ul style="list-style-type: none">◆働きながら住み続けられるまち◆子どもを産み育てたいと思えるまち◆健康で安心して住み続けられるまち◆安全で快適に住み続けられるまち◆まちの魅力を高める共創のまち

3. 計画の期間

計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和2年度から令和6年度までとします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、小平町の子どもと家庭を取り巻く状況や子育てニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

【計画期間】



4. 計画策定の方法

○策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を尊重し保護者の意見を取り入れ、作成しました。

○ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育等を把握するため、就学前児童及び小学校児童世帯を対象に平成31年2月20日～3月20日の期間「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

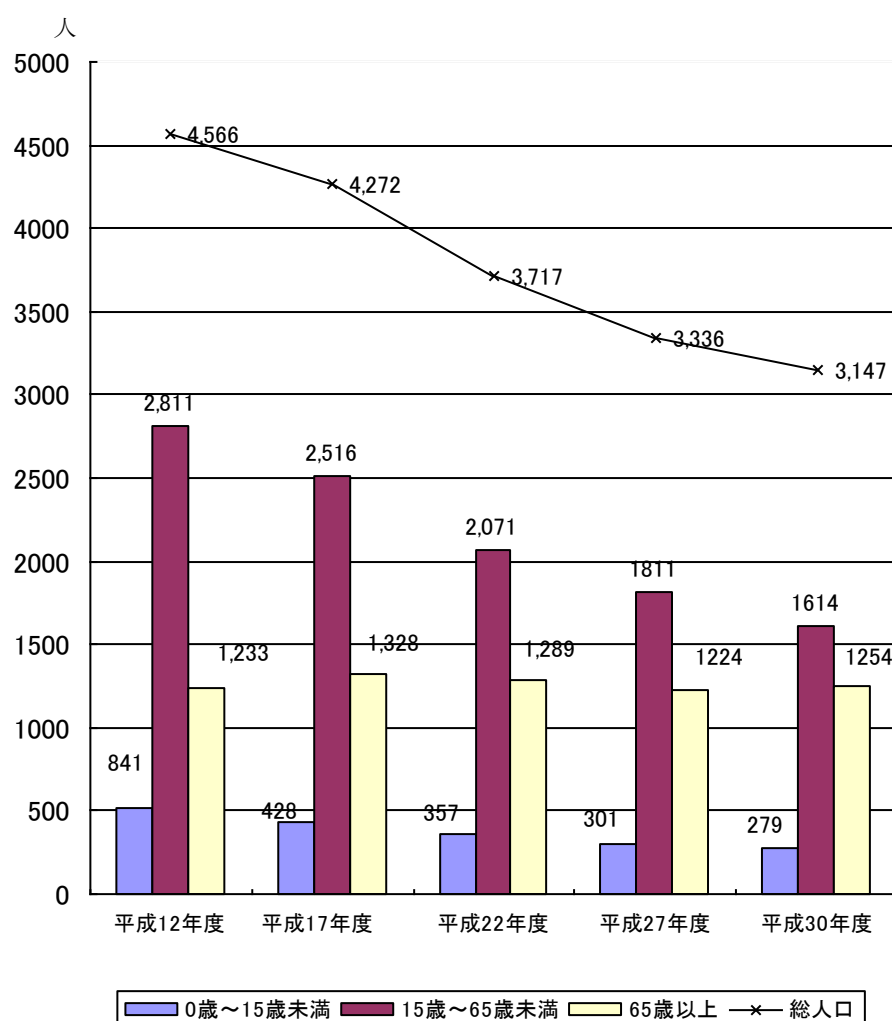
「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の概要

調査対象	就学前児童数	小学校児童数
調査対象数	137人	100人
回答数	102人	73人
回収率	74.5%	73.0%
全体回収率	73.8%	
調査時期	平成31年2月20日～平成31年3月20日	
調査地区	町内全域	

第2章 子どもを取り巻く環境

1. 人口

小平町の人口は平成30年度の住民基本台帳（平成31年3月31日現在）では3,147人となっていて、昭和25年（1950年）の17,046人をピークに減少傾向が続き、平成22年には4千人の大台を割ってしまいました。年齢別人口構成をみても、平成12年度に0歳～15歳未満の割合が11.4%で、65歳以上の割合が27.0%であったのに対し、平成30年度には0歳～15歳未満の割合が8.9%と2.5ポイント減少し、65歳以上の割合が39.8%と12.8ポイント増加して、さらに少子高齢化が進んでいる状況です。



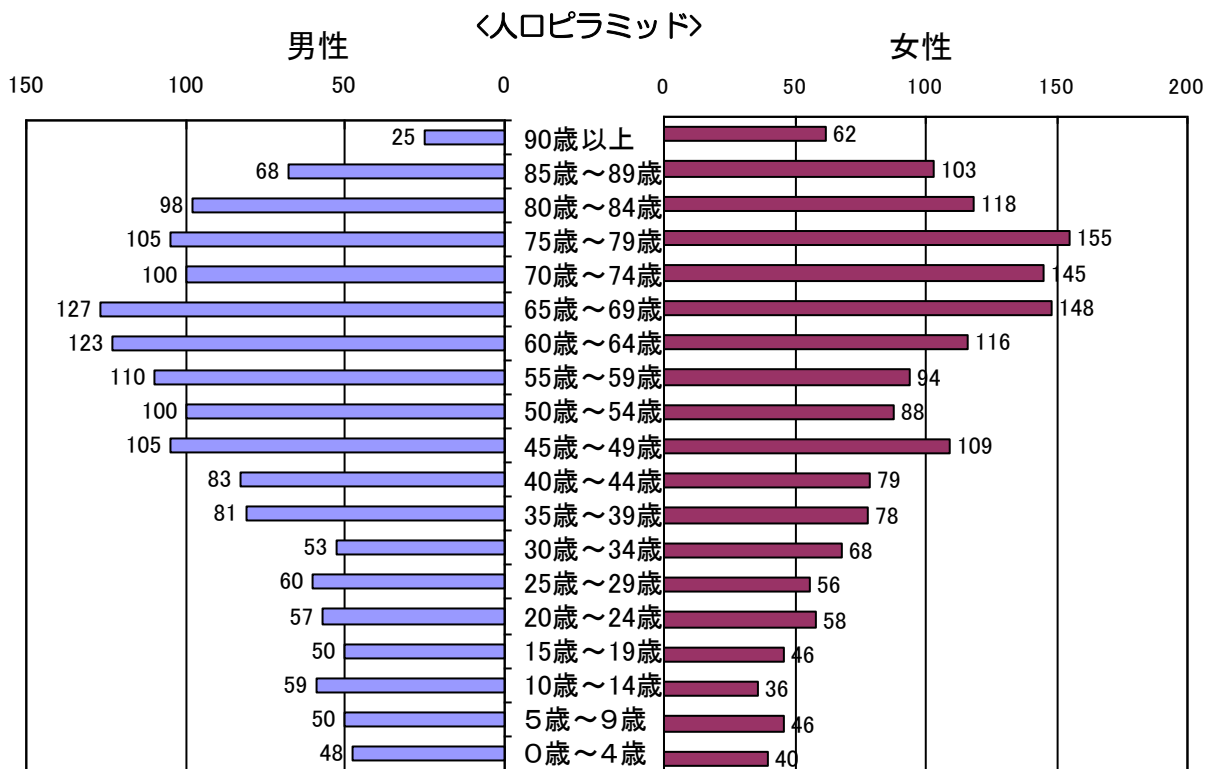
人口の推移と少子化傾向

(単位：人)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成30年度
0歳～15歳未満人口	522 (11.4%)	428 (10.0%)	357 (9.6%)	301 (9.0%)	279 (8.9%)
15歳～65歳未満人口	2,811 (61.6%)	2,516 (58.9%)	2,071 (55.7%)	1,811 (54.3%)	1,614 (51.3%)
65歳以上人口	1,233 (27.0%)	1,328 (31.1%)	1,289 (34.7%)	1,224 (36.7%)	1,254 (39.8%)
総人口	4,566	4,272	3,717	3,336	3,147

資料：平成12年度から平成27年度は、国勢調査、平成30年度は住民基本台帳（3月31日現在）

人口構成を人口ピラミッドの形態で見ると、中高年層の人口の多さを反映して、男性は65歳代で、女性は75歳代で大きなふくらみがみられます。しかし、若年層の人口は少ないため年齢階層が低いほどピラミッドのすそが次第に狭まる「つぼ型」に近い形となっていて、今後も人口の減少が懸念されます。



資料：住民基本台帳（平成31年3月31日現在）

2. 出生の状況

小平町の平成20年度～24年度の「合計特殊出生率」は、全国平均や北海道平均より高くなっていますが、「出生率」においては、全国、北海道を下回っています。最新の合計特殊出生率については、現在、国の統計が発表されていませんが、出生数は減少傾向にあり、出生率も低下していくことが予測されます。

出生率、合計特殊出生率

区分	小平町	留萌保健所	北海道	全国
出生率(%)	5.8	6.9	7.3	8.4
合計特殊出生率(人)	1.39	1.62	1.25	1.38

資料：厚生労働省 平成20～24年 人口動態保健所・市区町村別統計

※ 出生率とは、ある年の出生数をその年の人口で除した数に1,000を乗じて得られる率。
 ※ 合計特殊出生率とは、1人の女性が再生産年齢（15歳～49歳）を経過する間に生むと考えられる子どもの数。
 市区町村数値は出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用により算出（平成21年度～25年度）

3. 世帯

世帯数については、平成30年度の住民基本台帳（平成31年3月31日現在）では1,636世帯であり、一世帯当たりの平均人員は1.92人となっています。

一世帯当たりの平均人員の減少については、独居老人世帯の増加、特別養護老人ホーム、民間有料老人ホーム等への入所によるものと考えられます。

世帯数と平均世帯員

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成30年度
世帯数	1,776	1,659	1,512	1,420	1,636
一世帯当たり平均世帯人員	2.57	2.58	2.46	2.35	1.92

資料：平成12年度から平成27年度は、国勢調査、平成30年度は住民基本台帳（3月31日現在）

4. 産業別の就労状況

小平町の産業構成は、平成27年度で第1次産業が523人（31.3%）、第2次産業が248人（14.9%）、第3次産業が893人（53.4%）となっています。平成12年度と比べると、第1次産業で0.8%増加、第2次産業で11%減少、第3次産業で9.9%増加となっており、第2次産業のうち建設業での就業者人口及び構成比の減少が著しくなっています。

産業別就業人口

（単位：人・%）

区分	平成12年度		平成17年度		平成22年度		平成27年度		
	就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比	
総計	2,384	100	2,079	100	1,735	100	1,670	100	
1次産業	農業・林業	522	21.9	454	21.8	366	21.1	320	19.2
	漁業	205	8.6	201	9.7	198	11.4	203	12.1
	小計	727	30.5	655	31.5	564	32.5	523	31.3
2次産業	鉱業	11	0.4	-	-	2	0.1	1	0.1
	建設業	448	18.8	284	13.6	182	10.5	167	10.0
	製造業	159	6.7	124	6.0	70	4.0	80	4.8
	小計	618	25.9	408	19.6	254	14.6	248	14.9
3次産業	卸売・小売業・飲食店	233	9.8	234	11.3	138	8.0	186	11.1
	金融・保険・不動産業	30	1.2	17	0.8	18	1.0	17	1.0
	運輸・通信業	105	4.4	74	3.6	64	3.7	59	3.5
	電気・ガス・水道・熱供給業	4	0.2	7	0.3	4	0.2	2	0.1
	サービス業	524	22.0	558	26.8	557	32.1	494	29.6
	公務	140	5.9	126	6.1	134	7.8	135	8.1
	小計	1,036	43.5	1,016	48.9	915	52.8	893	53.4
分類不能	3	0.1	0	0	2	0.1	6	0.4	

資料：国勢調査

第3章 教育・保育の現状

1. 未就学児に対する状況

小平町には、町立幼稚園が2園、認可外保育施設が2か所設置されており、更に幼稚園では、教育終了後に預かり保育を実施し、就学前の児童達の年齢・家庭事情等に応じた支援を行っております。また、保護者の就労先の状況により広域保育の制度も利用できる体制を整えております。

【認可外保育施設の概要】…令和元年10月1日現在

	小平幼児センター	おにしかこども園
設置場所	健康福祉センター内	鬼鹿幼稚園に併設
設置者	小平町社会福祉協議会	小平町
保育時間	8:00~17:30 (延長 18:30 まで)	8:00~17:30 (延長 18:30 まで)
休日	土曜日・日曜日・祝日他年末年始等	
利用料金	無料	
利用対象児	日常的または一時的に保育に欠ける満1歳~満3歳未満の幼児	
定員	10人	10人

資料：社会福祉協議会・管理課

【幼稚園の概要】…令和元年10月1日現在

<定員・在園数>

年齢	定員数	小平	鬼鹿
満3歳児	—	7	2
3歳児	各20	10	5
4歳児	各30	15	4
5歳児	各30	15	6
合計	各80	47	17

<保育時間・料金>

保育時間	8:45~13:15
入園料	無料
保育料	

<預かり保育>

保育期間	年度始め・年度末休業日を除く月曜~金曜	
保育時間	通常	13:15~18:30
	長期休業中	8:45~18:30
預かり保育料	通常	無料
	長期休業中	

資料：管理課

2. 就学児に対する状況

小平町には、小学校が2校、中学校が1校設置されています。

【小学校・中学校の児童・生徒数】…令和元年10月1日現在

児童	小平小学校	鬼鹿小学校	合計	小平中学校
1年生	22	8	30	19
2年生	10	4	14	16
3年生	13	4	17	21
4年生	9	6	15	
5年生	20	1	21	
6年生	15	2	17	
合計	89	25	114	56

資料：管理課

また、小平町には平成20年度より小平・鬼鹿両地区に放課後児童クラブが設置され、保護者の就労等の理由により、家庭において保護が受けられない児童の健全育成が図られております。

【放課後児童クラブの概要】…令和元年10月1日現在

	小平地区放課後児童クラブ	鬼鹿地区放課後児童クラブ	
設置場所	文化交流センター内	鬼鹿公民館内	
設置者	小平町		
開設時間	長期休業中 8:30~17:30 長期休業中以外 下校時~17:30		
休日	土曜日・日曜日・祝日他年末年始等		
利用料金		長期利用	一時利用
	一般世帯	月額 3,000円	日額 150円
	町民税非課税世帯	月額 1,500円	日額 70円
	生活保護世帯	なし	
利用対象児	小学校に就学している児童（特に低学年）		
定員	20人	20人	

資料：保健福祉課

第4章 保健・福祉の現状

1. 母子保健事業の状況

【乳幼児健康診査】

平成30年度における乳幼児健康診査の受診状況は、3歳児健診及び1歳6ヶ月児健診が100%、3～4ヶ月児健診が95%となっています。

乳幼児健康診査の受診状況の推移

(単位：人・%)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3～4ヶ月児健診	受診対象者数	18	14	20	13	20
	受診者数	17	13	20	13	19
	受診率	94.4	92.9	100	100	95.0
1歳6ヶ月児健診	受診対象者数	21	23	17	17	18
	受診者数	21	23	15	14	18
	受診率	100	100	88.2	82.4	100
3歳児健診	受診対象者数	22	19	16	16	20
	受診者数	21	19	15	16	20
	受診率	95.5	100	93.8	100	100

資料：保健福祉課

【乳幼児歯科診査】

平成30年度における乳幼児歯科診査の受診状況は、1歳6ヶ月児健診と3歳児健診ともに100%となっています。

乳幼児歯科診査の受診状況の推移

(単位：人・%)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1歳6ヶ月児健診	受診対象者数	21	23	17	17	18
	受診者数	21	23	15	14	18
	受診率	100	100	88.2	82.4	100
3歳児健診	受診対象者数	22	19	16	16	20
	受診者数	21	19	15	16	20
	受診率	95.5	100	93.8	100	100

資料：保健福祉課

2. 相談事業の状況

【児童虐待等の相談件数】

平成 16 年度の児童福祉法改正により、子ども虐待を含む要保護児童に係るネットワークが「要保護児童対策地域協議会」として法定化されました。

小平町においては、平成 17 年度に要保護児童対策地域協議会を設置し、平成 26 年度に 1 件の相談事例があります。今後においても、児童家庭相談援助を受けながら、助言指導を継続していきます。

児童虐待相談件数の推移

(単位：件)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小平町	1	0	0	0	0
北海道	3,093	3,337	2,118	2,368	2,779
全国	87,694	93,458	100,147	106,615	126,246

資料：厚生労働省（福祉行政報告例）

3. 児童委員の活動状況

小平町における児童委員数は、以下のとおりです。また、子どもに関する相談件数は、平成 30 年度において 24 件となっています。

民生児童委員および主任児童委員数

(単位：人)

主任 児童委員	民生児童委員		
	小平地区	鬼鹿地区	達布地区
2	7	3	2

資料：保健福祉課

小平地区…（豊平・臼谷・旭町 1・旭町・旭町 3・新町・新町 2 区・本町・末広町・中央町・真砂町・高砂町・大榎・本郷・富里・桑園・折真布・沖内・平和） 鬼鹿地区…（秀浦・広富・港町 1・港町 2・港町 3・田代・元浜・千松・豊浜） 達布地区…（寧楽・住吉・中央町・栄町・本町・緑町・稲穂町・曙町・滝下）
--

相談指導件数

(単位：件)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小平町	10	8	15	20	24

資料：保健福祉課

4. 手当等の状況

【児童扶養手当】

平成30年度における児童扶養手当受給者数は19人です。

児童扶養手当受給者数の推移

(単位：人)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小平町	19	22	22	19	19

資料：保健福祉課

※ 児童扶養手当 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童（ひとり親家庭）や、父又は母が一定の障がいの状態にある児童を監護している父又は母、もしくは、親に変わって児童を養育している養育者に対して、所得の額が一定額未満の場合に支給される手当です。

【特別児童扶養手当】

平成30年度における特別児童扶養手当受給者数は4人です。

特別児童扶養手当受給者数の推移

(単位：人)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小平町	5	5	4	3	4

資料：保健福祉課

※ 特別児童扶養手当 20歳未満の障がい児を養育する父母又は養育者に対して支給される手当です。

【障がい児福祉手当】

障がい児福祉手当の受給者数は平成29年度以降0人となっています。

障がい児福祉手当受給者数の推移

(単位：人)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小平町	1	1	1	0	0

資料：保健福祉課

※ 障がい児福祉手当 20未満の身体又は精神に重度の障がいを有する児童に対して支給される手当です。

第5章 子育ての実態と状況

1. 就学前児童の保育状況

小平町においては児童福祉法に基づく認可保育所は設置されていませんが、満3歳児以上については公立幼稚園（2園）で、午後からは預かり保育も実施しています。

1～2歳児については認可外保育施設（2カ所）で対応しています。

《3歳児以上の保育状況 ①》

	入園者数（H30年度実績）			住基人口 (H31.3.31現在)	入園者率
	小平幼	鬼鹿幼	計		
満3歳児	(3人)	(3人)	(6人)	(16人)	(37.5%)
3歳児	15人	4人	19人	20人	95.00%
4歳児	15人	5人	20人	21人	95.24%
5歳児	22人	7人	29人	30人	96.67%
計	55人	19人	74人	87人	85.06%

資料：管理課

《3歳児以上の保育状況 ②》

	預かり保育利用者数（最大値：H30年度実績）					
	小平幼	利用率	鬼鹿幼	利用率	計	利用率
満3歳児	(1人)	33.33%	(1人)	33.33%	(2人)	33.33%
3歳児	10人	66.67%	3人	75.00%	13人	68.42%
4歳児	11人	73.33%	5人	100.00%	16人	80.00%
5歳児	16人	72.73%	5人	71.43%	21人	72.41%
計	38人	69.10%	14人	73.68%	52人	70.27%

資料：管理課

《1～満3歳児までの保育状況》

	登録託児数（最大値：H30年度実績）			住基人口 (H31.3.31現在)	登録者率
	小平	鬼鹿	計		
1歳児	4人	2人	6人	15人	40.00%
2歳児	5人	4人	9人	19人	47.37%
3歳児	1人	2人	3人	16人	18.75%
計	10人	8人	18人	68人	26.47%

資料：保健福祉課・管理課

2. 就学児童の保育状況

平成20年度より放課後児童クラブ（2カ所）を設置し、保護者の就労等の理由により家庭において保護が受けられない児童の健全育成に対応しています。

《放課後児童クラブの利用状況》

	登録児童数 (R1.10.1 現在)			小学校在籍児童数 (R1.10.1 現在) [※]	登録者率
	小平	鬼鹿	計		
1年生	10人	3人	13人	30人	43.33%
2年生	2人	1人	3人	14人	21.43%
3年生	2人	0人	2人	17人	11.76%
4年生以上	(0人)	(1人)	(1人)	(53人)	(1.89%)
計	14人	4人	18人	61人	29.51%

資料：保健福祉課 ※管理課



第6章 子ども・子育て支援新制度

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

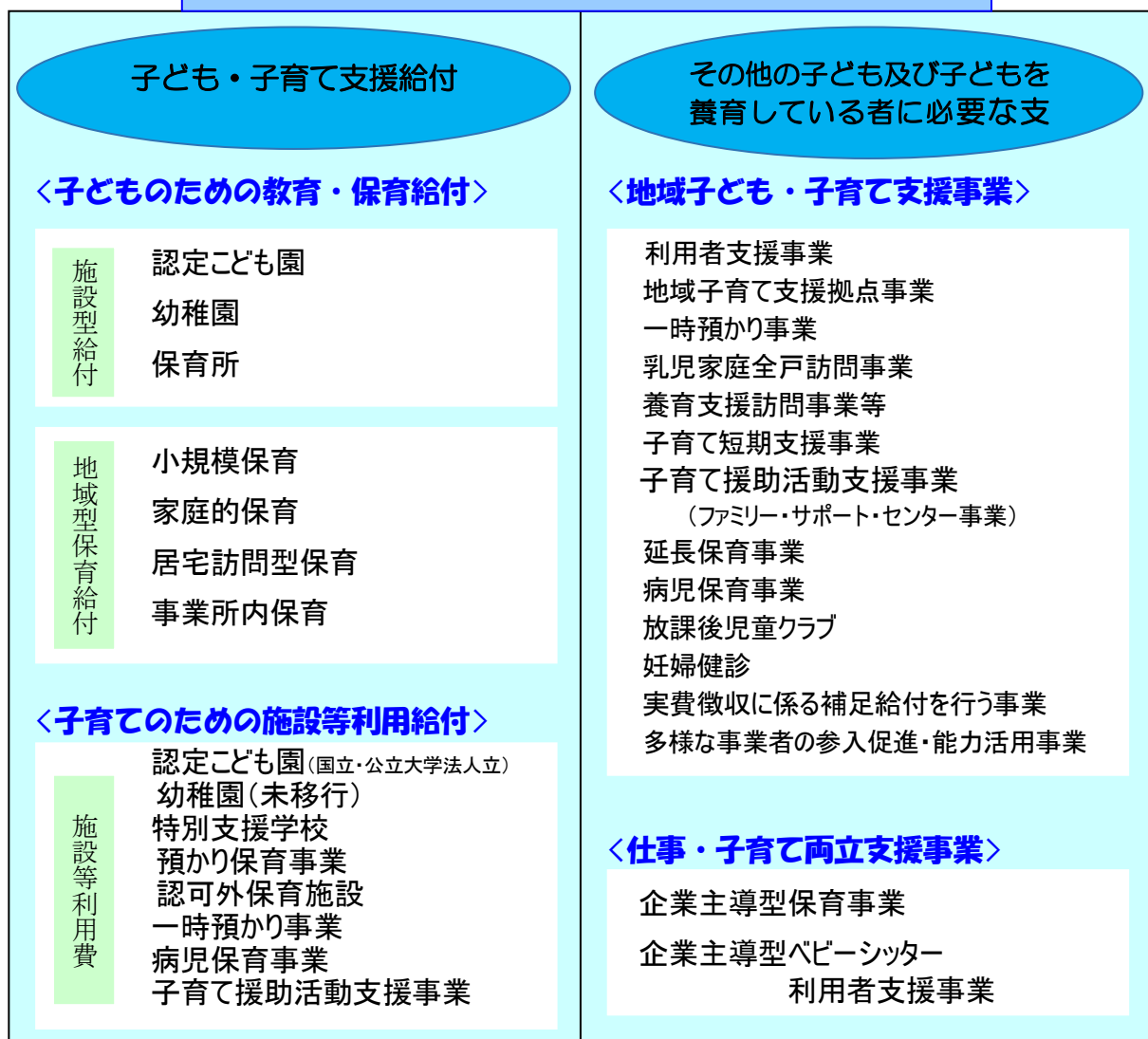
(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」に加え、令和元年10月から国における幼児教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」により構成され、国が統一的な基準を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

子ども・子育て支援サービスの全体像



(3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づく保育の必要性を認定します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、小規模保育等

(4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、次の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外 	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
新3号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの 	

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none"> ●児童数や面積の規模 ●区域ごとに事業量の見込みが可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の移動状況を踏まえているか ●区域内で事業のあっせんが可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

3. 児童人口の将来推計

(単位：人)

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	14	13	13	13	12
1・2歳	35	35	34	33	33
3～5歳	58	57	56	55	54
就学前計	107	105	103	101	99
6～8歳	58	57	56	55	54
9～11歳	52	51	50	49	48
小学生計	110	108	106	104	102
合計	217	213	209	205	201

4. 教育・保育の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

小平町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保方策」をまとめました。

(1) 1号認定（幼稚園・認定こども園）

幼稚園…保護者の就労状況に関わらず、満3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。
認定こども園…小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設で、1号認定では、保育の必要性のない子どもを対象としています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	51	50	49	48	47
B. 確保提供数	90	90	90	90	90
過不足 (B-A)	39	40	41	42	43

【確保の方策】

幼稚園の定員合計から「預かり保育」相当分を差し引いた数が確保提供数で、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(小平町には認定こども園はなく、幼稚園のみの認定を実施しています。
また、公立幼稚園のため、新1号の認定はしていません。)

(2) ア. 2号認定（保育所・認定こども園／3歳以上）

認可保育所…保護者が仕事や病気などの理由で、小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設で、2号認定では、3歳以上の子どもを対象としています。

認定こども園…2号認定では、保育の必要性のある3歳以上の子どもを対象としています。

イ. 新2号認定（一時預かり・預かり保育事業／3歳以上）

家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。新制度では、幼稚園の預かり保育も一時預かり事業（幼稚園型）に位置づけられます。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	27	26	26	25	25
2号認定	4	4	4	4	4
新2号認定	23	22	22	21	21
B. 確保提供数	70	70	70	70	70
2号認定	0	0	0	0	0
新2号認定	70	70	70	70	70
過不足（B-A）	43	44	44	45	45

【確保の方策】

新2号認定（預かり保育事業）については、幼稚園の定員合計のうち「預かり保育」相当分を確保提供数とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

2号認定（保育所等）では提供数が確保できていない状況ですが、二一ズの実情を踏まえ、広域保育の制度を活用することで対応します。

(3) ア. 3号認定（保育所・認定こども園／3歳未満）

認可保育所…3号認定では、3歳未満の子どもを対象としています。
認定こども園…3号認定では、保育の必要性のある3歳未満の子どもを対象としています。

イ. 新3号認定（認可外保育施設／3歳未満）

児童福祉法による認可を受けずに運営する保育施設として、小平町では、「小平幼児センター」と「おにしかこども園」が位置づけられます。市町村民税非課税世帯を対象に新3号の認定を受ける必要があります。

※小平町には、「3号認定」の対象施設はなく、市町村民税課税世帯を含む「認可外保育施設」の利用としてニーズ量を見込みました。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	16	16	16	15	15
1・2歳	16	16	16	15	15
0歳	0	0	0	0	0
B. 確保提供数	20	20	20	20	20
1・2歳	20	20	20	20	20
0歳	0	0	0	0	0
過不足（B-A）	4	4	4	5	5

【確保の方策】

認可外保育施設を活用することで、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

0歳児では量の見込み、確保提供数ともに0となっていますが、広域保育の制度を活用することで対応します。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保の方策】

関係機関が一定の情報と知識を共有し連携することにより、子育てに関わるあらゆる機関が利用者支援を担える体制、関係職員のスキルアップと連携強化を図ることで、個別の家庭状況に合わせた利用支援の実現を目指します。また、転入者に対する各種事業、サービス等の利用支援・情報の周知を徹底していくことで、全ての子育て世帯に情報が行き届くよう努めてまいります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人回/月)	76	75	73	72	70
確保提供数 (実施箇所数)	2	2	2	2	2

【確保の方策】

「おびら子育てサロン」「鬼鹿幼児あそびクラブ」といった拠点事業の利用などを支援します。また、拠点事業の利用が困難な子育て家庭に対し、母子保健事業との連携により、拠点事業の利用を推進することで、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援に努めます。

(3) 一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。新制度では、幼稚園の預かり保育も一時預かり事業（幼稚園型）に位置づけられます。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(単位: 延人数/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	6,480	6,240	6,240	6,000	6,000
B. 確保提供数	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600
過不足 (B-A)	27,120	27,360	27,360	27,600	27,600

【確保の方策】

今後も提供体制の確保に努めてまいります。

② 幼稚園以外における一時預かり

「小平幼児センター」と「おにしかこども園」の利用としてニーズ量を見込みました。

(単位: 延人数/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	328	328	328	307	307
B. 確保提供数	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
過不足 (B-A)	932	932	932	953	953

【確保の方策】

今後も提供体制の確保に努めてまいります。

(4) 妊産婦健康診査事業

妊婦健診は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。また、産婦健診は、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るために実施する事業です。

(単位：延人数/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	230	230	230	230	230

【確保の方策】

今後も妊産婦健診の提供体制を確保し、産前産後の支援から乳幼児全戸家庭訪問事業、養育支援訪問事業といった子育て支援に繋がる「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」を継続するよう努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

(単位：延人数/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	15	15	15	15	15

【確保の方策】

今後も乳児の発達・発育の確認と子育てについての情報提供や育児相談を継続して実施し、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に努めます。



(6) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談や支援を行う事業です。

(単位:延人数/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1

【確保の方策】

今後も特定妊婦や要支援児童の把握に努め、虐待の発生を予防し、早期発見、早期対応の体制づくりを進めるとともに、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方策】

小平町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もありませんが、必要に応じて対策を検討していきます。

(8) 子育て短期支援事業

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設に入所させ児童を保護する事業で、短期入所生活援助事業 (ショートステイ) と夜間養護等事業 (トワイライトステイ事業) があります

【確保の方策】

ニーズ調査による利用の希望はありませんが、児童虐待の予防に向け、必要に応じ、児童相談所と連携したうえで対応していきます。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

認定こども園や認可保育所等において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

（幼稚園の預かり保育、認可外施設の延長保育は含まれません。）

【確保の方策】

小平町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もありませんが、広域保育利用の際など、必要に応じて対応していきます。

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【確保の方策】

小平町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もありませんが、必要に応じて対策を検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る事業です。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	25	29	30	32	31
低学年(1～3年)	22	23	10	18	8
高学年(4～6年)	3	6	20	14	23
B. 確保提供数	40	40	40	40	40
過不足(B-A)	15	11	10	8	9

（実人数/年）

【確保の方策】

量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

今後、必要に応じて検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

現在、特定教育・保育施設（公立幼稚園）において、提供数が確保できていることから、民間事業者が参入する可能性は低いと考えていますが、事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて参入促進を検討していきます。



6. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取り組みが進められています。

小平町には、令和元年度現在、認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

小平町には、令和元年度現在、保育所はありませんが、今後保育所が設置された場合は、保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

また、支援を必要とする子どもに対しては、小平町障がい児福祉計画との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

(3) 幼稚園から小学校への円滑な接続の支援

子どもの育ちの連続性を確保するため、教育・保育施設と小学校において、個人情報に配慮しながら、子ども一人ひとりの発達のプロセスや健康の状況などを「つながる」を活用して情報共有を図り、幼稚園から小学校への円滑な接続の支援に向けて努めていきます。



第7章 具体的推進施策の内容

1. 母子保健事業

安心して子どもを産み、喜びと楽しみを感じながら子育て生活を営むために、乳幼児健診、新生児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。また、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

事業	内容
母子手帳の交付	妊娠届出をした者を対象に、妊娠・出産から小学校卒業まで、母子の健康状態や健診結果、予防接種の状況等を記録する手帳を交付します。
不妊治療費等の費用助成	不妊治療または不育症治療を受けられた夫婦に対し、費用の一部を助成します。
妊産婦健康診査等の費用助成	妊婦一般健診・超音波健診・妊婦精密健診・産婦健診にかかる受診票を交付し、健診費用の一部を助成します。
妊婦訪問指導	初妊婦や不安のある妊婦等を対象に保健師等が訪問し、日常生活や食事について、保健指導・栄養指導を行います。
新生児訪問	新生児を対象に保健師が訪問し、身長・体重測定による発育・発達状況を確認します。また、育児不安等の相談、子育て支援に関する情報提供や心のケアを含めた多面的な支援を行います。
新生児聴覚検査の費用助成	赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するため、生後6ヶ月までを対象に検査にかかる費用を助成します。
乳児健診 1歳6ヶ月児・3歳児健診 5歳児健診	健康の保持増進を図るため、乳幼児に対し、問診・計測・診察・保健指導を行います。
乳幼児栄養指導	乳幼児期の食生活の不安解消、正しい食生活習慣を身につけられるよう食生活面の支援を行います。
歯科検診	1歳6ヶ月児～6歳児を対象に虫歯予防に繋がるよう定期的に歯科検診、フッ素塗布を行います。
乳幼児相談	保護者が育児上の悩みや不安を解消することを目的として、育児に関する相談を行います。
予防接種	予防接種法に基づき、重症化や流行を予防するため、定期の予防接種を行います。

2. 地域における子育ての支援

(1) 保育サービスの充実

小平町においては、町外の保育施設への委託を実施している他、3歳未満児の保育を対象とした認可外保育施設の運営に係る支援や助成を行い、日中の保育に欠ける幼児の適正な保育向上に努めてまいりました。今後も少子化対策の最善策について協議を進め、子どもの活動機会の促進を図ると同時に、保護者の時間的・精神的負担を軽減し、女性の社会参加が進んで、地域の活性化が図られるよう取り組みを進めます。

事業	内容
認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none">・「小平幼児センター」は、民間の運営となっており、適切な指導や支援を行い、日中の保育に欠ける幼児の適正な保育及び健全育成を推進します。・「おにしかこども園」は、公立の運営で今後も適正な保育向上を目指します。
広域保育	保育児童に保育の実施を受けさせようとする保護者からの申し込みがあった場合、広域入所による手続きを行います。当該保育所の所在市町村との連絡・連携を密にし、保育委託に関する協定を結びます。
預かり保育	各幼稚園において、平日並びに夏・冬季休業中の預かり保育を行います。
保育時間の延長	認可外保育施設（小平幼児センター及びおにしかこども園）の保育時間を1時間延長します。
幼稚園の無料	入園料及び保育料を無料とします。
認可外保育施設の無料	小平幼児センター及びおにしかこども園の保育料を無料とします。

(2) 子育て支援サービスの充実とネットワークづくり

育児をしているすべての家庭を対象に、各種子育て支援サービスの浸透を図り、利用促進に努めるとともに、子どもを生み育てることへの意義の理解が深まるよう、保健、福祉、教育分野が連携しながら親や児童生徒・乳幼児が互いに交流し合える機会が広がるよう取り組みを推進していきます。

また、子育て支援に関連する各種の団体・地域住民などのネットワークを構築し、子育て支援活動を有機的な連携のもとに推進します。

事業	内容
紙おむつ廃棄支援	子育て世帯のごみ廃棄支援として、紙おむつ廃棄のための不燃ごみ袋を支給します。
乳幼児等医療費の全額助成	乳幼児等の医療費の自己負担について、高校生まで全額助成します。
住宅新築等の助成	町内業者が施工した住宅で、費用の20%以内（上限300万円）を助成します。また、中学生以下の子どもを扶養している世帯は、子ども1人につき20万円を加算します。（上限5人まで）
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及び保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行います。 <ul style="list-style-type: none">・おびら子育てサロン…文化交流センター・鬼鹿幼児あそびクラブ…はまなす荘
うちの子一番クラブ	1歳～3歳までの幼児及び保護者を対象に、子どもの遊び場の提供、子育て情報、子育て講演会を実施します。
民生委員・児童委員の活動促進	主任児童委員を中心とした子育て支援活動への積極的な参加を要請し、地域における身近な相談者として、子育て家庭等に広く周知し、地域福祉の充実を図ります。

(3) 児童虐待防止対策の推進

児童福祉法に基づく、「要保護児童対策地域協議会」を平成 17 年度に設置し、子ども虐待を含む要保護児童に係るネットワークを構築しております。これにより、関係機関との円滑な情報交換や連携が促進されるものであります。

児童虐待等の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、当事者への社会復帰支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援を図っていきます。

事業	内容
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待等の予防・対応を強化するとともに、母子保健事業の乳幼児健診や民生委員・児童委員のほか認可外保育施設及び幼稚園、各学校との連携を図ることにより早期発見・早期対応に努めます。

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身健やかに成長できるよう、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うほか、職業能力の向上及び求職活動の支援を行います。

事業	内容
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の父、母及び児童に対し、医療費を助成することによって、保健の向上と福祉の増進を図ります。 児童が 18 歳に達する年度の末日までの対象となります。 (児童が学生の場合は、20 歳に達する月の末日まで)
児童扶養手当 (実施：北海道)	離婚などによるひとり親の家庭や父または母が重度障がい者の家庭等で 18 歳に達する年度の末日までの児童等を扶養する者に対して支給し、その世帯を経済的に支援します。
自立支援プログラム策定 事業 (実施：北海道)	児童扶養手当受給者の自立促進を図るため、就労意欲のあるひとり親家庭の親に対して、本人の希望や実情に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携して就労につなげる支援を行います。
就学援助	生活保護世帯やひとり親家庭等で経済的理由により就学が困難である児童生徒の保護者に対し、教材費や給食費等を援助し、経済的な支援を行い、その就学の奨励を図ります。

(5) 障がい児施策の充実

ノーマライゼーション^{※1}の理念に基づきながら、療育、保育、教育、経済的支援、相談体制など、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携しながら障がい児施策が体系的かつ円滑に実施されるように取り組みます。

※ ノーマライゼーション 高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、すべて人間として普通の生活をおくるため共に暮らし、共に生きる社会こそノーマル（通常）だという考え方。
障がい者などが社会から隔離されて保護されるのではなく、地域社会のなかで、共に生活するのが当たり前であるという、障がい者福祉の基本となる理念。

事業	内容
巡回児童相談	子どもの発達に関して、専門家による相談を行い、児童相談所、幼稚園、学校などの機関と連携を図りながら、養育支援を通して障がいの早期発見、早期療育に努めます。
早期療育体制	各種乳幼児健康診査や相談活動等で支援が必要と認められた乳幼児に対して、療育相談や指導など早期療育体制の充実に努めます。 また、留萌市、増毛町、小平町を対象とした留萌市子ども発達支援センターと連携を図るとともに運営支援を行います。
児童発達支援 (通所サービス)	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス (通所サービス)	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行います。
障がい児相談支援事業	障がい児通所サービスを申請した障がい児について、利用計画の作成や見直し（モニタリング）を行います。
特別児童扶養手当 (実施：北海道)	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(6) 児童の健全育成

町の将来を担う青少年が心身ともに健全に成長していくことができるよう、町全体で子どもを守り育てる体制づくりのもと、各種の健全育成活動を推進していきます。

また、社会教育の充実に努めるとともに、青少年期における悩みを相談できる環境を提供していきます。

事業	内容
放課後児童健全育成事業	子どもの放課後の居場所づくりとして、小平・鬼鹿両地区に放課後児童クラブを設置運営し、児童の健全育成を図ります。
おびらっ子クラブ	放課後や週末等に社会教育施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、学習アドバイザーによるスポーツや文化活動等の様々な体験活動を行っています。
少年団活動の支援	放課後における少年団活動に対し、補助金を交付するとともに、今後も地域の指導者の育成を図りながら、活動がより一層充実するよう支援します。
幼児芸術鑑賞事業	幼稚園児までを対象に人形劇、児童劇、音楽などの鑑賞を通して、豊かな心を育み、創造性を養い、芸術文化への関心を助長することを目的に実施しています。
児童生徒芸術鑑賞事業	小学生・中学生を対象に優れた芸術文化を鑑賞、体験することにより、豊かな心を育み、創造性を養い、芸術文化への関心を助長することを目的に実施しています。
姉妹都市少年少女交歓交流事業	姉妹都市である東京都小平市との交流事業として、隔年で相互に訪問し合い交流を深めます。
児童家庭相談の援助	学校や各種機関が連携し、非行防止、問題行動への対応、不登校・引きこもり対策など、学校相談員等の活用により、児童の健全育成を目指します。

3. 学校教育の充実

子ども達が自らを知り他人と協調し、ひとを思いやる心や感動する心などの育成を図る「心の教育」が重要となる時期に、子どもたちの現状を踏まえ、自ら学び自ら考える「生きる力」を育む学習指導体制の充実と地域教育力の向上を図ります。

事業	内容
教育内容の充実	各学校の創意工夫による「特色ある教育」課程の編成・実施を展開し、確かな学力向上が図られるよう努めます。また、学校評議員制度の活用や学校開放事業等により地域に開かれた学校運営を推進します。
英語教育の推進	小・中学校において、英語指導助手による実践的な英語教育を実施しており、今後も英語教育の観点から要請に応じて英語指導助手の活用の充実を図ります。
幼児教育の充実	子どもの発達状況に応じて、集団生活の中での学習や遊び、異世代との交流や地域との交流を進めながら、特色ある幼稚園運営の推進により、健全育成を図ります。
道徳教育の充実	子どもたちが命の大切さや人に対する思いやり、社会生活のマナーなどを身につけられるよう、道徳教育を充実して、心の豊かさと生き抜く力の醸成を図ります。
読書活動の推進	学校における「朝の読書活動」といった読書習慣を身につける活動を推進します。
食育の推進	学校と共同調理場との連携を強化しつつ、給食の地元食材活用を推進するとともに、小平小学校に配置されている栄養教諭を中心に、体系的な食育の指導を一層推進します。
相談体制の充実	教育相談員の配置を充実させ、いじめ、不登校等の対応や非行などの問題行動の防止に向け学校との連携を取りながら、相談指導体制の充実を図ります。
特別支援教育の充実	「小平町特別支援連携協議会」を中心に特別な教育的支援を必要とする乳幼児・児童・生徒に係る支援体制の整備及びその障がいに応じた適切な指導の充実を図ります。
特別支援教育就学奨励	特別支援教室に在学する児童生徒の保護者に対し学用品費及び給食費等を援助し、その就学の奨励を図ります。

第8章 計画の推進体制

本事業計画の諸施策を目標に向かって着実に推進していくためには、子育てについての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識の下に、家庭を中心として、幼稚園、学校、企業、地域が一体となってそれぞれの役割を担い、社会全体で次世代を担う子どもやその家庭を支援していくことが不可欠です。

1 家庭の役割

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画・連携し、地域の子育て支援システムにおいて役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要です。

2 地域の役割

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要があります。

3 学校等の役割

教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

また、施設が地域に開かれ、地域とともにあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

4 企業の役割

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

5 行政の役割

市町村が、学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に掲げる子どもの育ちに関する理念及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施し、また、国及び道は、町の取り組みを重層的に支える必要があります。